

NO	意見等概要	意見等数	鎌ケ谷市の考え方（対応）
1	<p>市内の住宅街に手入れをしない空き家が多く景観（環境）の悪化、近所迷惑が多発している。この対応として警告、罰則等のある条例作りが望ましい。</p>	1	<p>鎌ケ谷市では、平成 25 年 10 月 1 日から「鎌ケ谷市空き家等の適正管理に関する条例」を施行しています。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、「鎌ケ谷市空き家等の適正管理に関する条例」で定めのある、空き家等の管理不全な状態を是正するための勧告や命令等で対応してまいりたいと考えます。</p>
2	<p>「緑とふれあいのある故郷」のために必要な景観づくりのため、目標に次のような具体性を持たせてはどうか。</p> <p>1 地形を生かし、緑あふれた景観づくり</p> <p>2 かつての里山、屋敷林、豊かな緑と共生してきた故郷を継承する。</p> <p>3 住宅、道路、ビル、鉄道等のハード群と緑とのほど良いバランスで心の安らぎを感じる。</p> <p>4 常に緑と季節感のあふれた賑わいの創出。</p>	1	<p>鎌ケ谷市景観計画では、市域を大きく「市街地・賑わい共有ゾーン」、「暮らし・やすらぎ共感ゾーン」、「みどり・うるおい共生ゾーン」の3つにゾーン別けをしております。いただきました1、2番のご意見につきましては、「みどり・うるおい共生ゾーン」のなかで、建築物等の既存の樹木や地形をいかした配置、建築物等の高さを可能な限り抑え、周囲の自然景観との調和に努めること等の景観形成基準を定めており、このなかで対応してまいりたいと考えます。3、4番のご意見につきましては、「市街地・賑わい共有ゾーン」、「暮らし・やすらぎ共感ゾーン」のなかで、建築物等の公共空間側は、可能な限り後退させてゆとりのある配置に努めること。商業地等においては、道路沿いの1階店舗等は外観の工夫をし、賑わいの創出に努めること。道路等の公共空間側には、樹木や草花による植栽に努めること等の景観形成基準を定めており、このなかで対応してまいりたいと考えます。</p>
3	<p>本市の人口は、この数年同数で推移している。高層マンションや住宅団地が、ここ数年で多く建設されていることを考えると、多くの人が市外へ</p>	1	<p>過去5年の人口推移ですが、平成24年から平成25年で0.4%の減少がありましたが、その他の年では、1%未満ではありますが増加しております。</p> <p>また、転入、転出につきましては、平成22年度から平成25年度の平均で転入が約5500人、転出が約5100人となっております。（参考 統計</p>

転出しているのではない
か。それだけ多くの方が
本市に魅力を感じていな
いのではないか。

景観重要構造物や重点
地区を指定しても、どれ
だけの住民が支持し認識
しているのか。

本条例が成立し機能す
れば、魅力ある街となる
と思うが、どう市民に浸
透させ理解してもらうか
について、今までと異な
る施策を期待します。

森林保全地区は守るべ
き大切な資源だが、住宅
地の中に突然現れ、木杭
で囲まれ立ち入り禁止と
なっている。景観という
視点からは、決して美し
い、また来たい、近くに
住みたいと感じる人は多
くないのではないか。

公民館等の掲示物には
「高齢者」、「シルバー」
という文字ばかりです。
こういう方を養う人口が
少なすぎです。居住して
いなくても新鎌ヶ谷地区
が魅力ある街となれば、
いままで通過していた人
達も本市に立ち寄り商業
施設への誘導も図れるの
ではないか。

中心地と計画された新

かまがや)

平成25年度に行いました市民意識調査のなか
で「住みよさ」についての調査を行っております。

「住みよい」あるいは「まあ住みよい」と回答され
た方を合わせますと 52.2%となっており平成20
年度の調査に比べ 6.9%上昇しております。今後と
も本市に魅力を感じていただけるよう努めてまい
ります。

景観計画、景観条例を市民の皆様に浸透させ理解
してもらうかにつきましては、今後、「景観ガイド
ライン」の作成やホームページへの掲載等により認
識を高めていただくよう対応してまいりたいと考
えます。

保全林は、土地所有者の方にお願ひし緑の保全の
必要性を十分認識していただき、そのうえで理解と
協力を得て緑として残しているもので、管理は土地
所有者の方となっています。したがって、市で管理
しているふれあいの森等とは異なり立ち入りが自
由と言うわけではありません。しかしながら、市内
の貴重な緑となりますので保全をしております。な
お、景観計画では、樹林地や斜面林等の緑の景観を
形づくっている木竹の伐採につきましても届出の
対象としております。

平成25年度の老年人口指数（老年人口：65歳
以上の人口を生産年齢人口：15から64歳の人口
で割ったもの）は、38.6%であり、全国平均の40.4%
よりは若干低い数値となっているものの、今後の少
子高齢化を考えますと対策をとらなければならない
ものと考えております。

新鎌ヶ谷地区は、新鎌ヶ谷駅を中心とした約29
ヘクタールの商業地域、近隣商業地域があります。
これらの地域に商業施設を誘導するとともに、いた
だきましたご意見のとおり、新鎌ヶ谷地区をより魅
力のある街とし、少しでも多くの人に立ち寄って
いただけるよう景観計画では、「魅せるデザイン」、「楽

	<p>鎌ヶ谷周辺にも、戸建住宅が建ってきている。商業地として発展させられるのか。中心地へ行くにも交通渋滞等で、同様の商業施設がある船橋、柏、千葉ニュータウンに行く人が多いはずです。</p> <p>専門家の意見も大切だが、一般市民からの多くの情報を得れば、おのずと景観の良い、住みやすい街に近づくのではないか。</p>		<p>しませるデザイン」、「人にやさしいデザイン」の景観形成方針のもと、建築物等の配置、高さ、形態、素材等の景観形成基準を定めており、このなかで対応してまいりたいと考えます。</p> <p>新鎌ヶ谷地区周辺につきましては、慢性的な交通渋滞が発生しております。いただきましたご意見のとおり、この渋滞をきらって、船橋、柏、千葉ニュータウン方面へ行く方もあろうかと思えます。この交通渋滞に対しましては、現在、施行中であります新京成線連続立体交差事業、都市計画道路等の整備等により渋滞の軽減に向け事業を進めてまいりたいと考えます。</p> <p>今後とも市民の皆様のご意見を参考に「住みよい、いつまでも住みつづけたい」と考えていただけるよう努めてまいります。</p>
4	<p>「良好な景観」という言葉について主観によって抱く者に差異が生じることがありうるので「良好な景観」というものの合意形成を景観まちづくり活動の担い手や景観審議会などと議論しながら、その役割を三者が全うできるものとしてもらいたい。</p> <p>まちづくり活動団体の認定は、単発的なものなのか、どの程度の期間にたいして有効なのか、普遍的なものとするのかについて詰めてもらいたい。</p> <p>景観アドバイザーの配置制限などの有無、期間</p>	1	<p>「良好な景観」は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等の調和により形成されるものと考えております。また、地域の固有の特性と密接に関連するものであることから、市民の皆様のご意向を踏まえたなかで景観審議会でも議論しながら景観形成を進めてまいります。</p> <p>景観まちづくり活動団体の認定は、一定の要件を満たしている団体について認定するものと考えております。この要件を欠くこととなった場合には、認定の取り消しを行うものと考えております。なお、認定要件につきましては、条例ではなく規則で定めてまいります。</p> <p>条例では、本市の良好な景観の形成を推進するために必要な情報を収集したり、専門的な助言を聴くため、景観アドバイザーを置くことができるとしておりますが、その詳細につきましては、条例ではなく規則で定めてまいります。</p>

	などについては、この段階で示す必要性がないと解釈すべきか。		
--	-------------------------------	--	--